

三から五階建て直圧給水施行基準

(平成 7 年 5 月 1 日)

最新改正 平成 27 年 4 月 1 日

1 総則

(1) 趣旨

この基準は、三から五階建ての建築物へ直圧で給水する場合の給水装置の設計及び施行に関して基準を定めるものとする。

なお、この基準に明記されていないものについては、管理者が別に定める給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）による。

2 設計

(1) 調査と協議

① 設計着手前に施行基準に定める事項及び「三から五階建て直圧給水協議書」の調査事項については、事前調査及び現地調査を充分に行うものとする。

② 事前（建築確認申請時まで）に「三から五階建て直圧給水協議書」を提出し、管理者と協議するものとする。

③ 直圧、受水槽及び両給水装置の併用は、原則として維持管理上から認められないこととする。

(2) 給水管及びメーター口径の決定

設計に用いる動水圧は次のとおりとし、上下水道部が作成した水圧分布図から決定する。

① 設計水圧は、三階建て建物まで 0.20 MPa、四階建て建物まで 0.25 MPa、五階建て建物まで 0.30 MPa 以上とする。

② 設計水量については、施行基準による。

③ 口径の決定は、施行基準による。

なお、一般家庭等の管径決定を容易にするため、管径均等表によることができる。

(3) 給湯器設置の制限

三から五階部分に給湯器を設置する場合は、作動圧の低い機種（0.029 MPa 以下）とし、0.20 MPa 未満の地域での使用については不可とする。

3 施工

(1) メーターの設置位置

① メーターは、屋外の地中に設置する。

② メーターの設置する場所は、出入りが自由にでき、検針及びメーター取替業務に支障がないところとする。

③ メーターは、建物に向かって最左が一階、最右が五階を原則とし、量水器ボックスの裏に階数を記入する。

④ メーターは、5 個まで供用量水器ボックスに並行して設置することができる。

(2) 配管

① 1 個のメーターで五階を含む複数階へ給水する場合は、五階専用配管を立上げ、立上がり基部の水平部分に、専用バブルを取付けるものとする。

② 五階専用配管は、圧力損失を少なくするため、先細り配管を避けるものとする。

③ メーター以降の横引管を束ねて配管する場合は、3 本までとする。

④ パイプシャフト内で 2 から 5 階部分への立上がり配管は、4 本までとする。

- ⑤ 一階地中に設置するメーターの二次側に、ボール止水せんを設ける。
- ⑥ 各階のパイプスペースには、専用のバルブを設ける。
- ⑦ 建物の外周に配水支管を配管するときは、建築物と敷地境界との有効間隔は、0.6 m以上を確保する。

(3) 給水管の保護

給水管の露出部分は、たわみ・振れ等を防止するため、適当な間隔で取付金具、その他を用いて構造物に固定する。

(4) その他

一階部分の見やすい場所に投函ポストを設置する。

4 工事申込書の提出時に必要な書類

- (1) 工事の申込みに必要な書類は、施行基準による。
- (2) 三から五階建て直圧給水に関わる提出書類は、次表による。

様式	書類の名称	用途
1	三から五階建て直圧給水協議書	事前協議を確認するもの
2	給水支管覚書	メーターを室内に設置してある場合

- (3) 様式1・2は別表のとおりとする。

5 既設建物の給水方式の変更

(1) 変更条件

- ① 新規物件に準じた事前協議を行うものとする。
- ② 事前協議後、管理者が現地調査を行うので、その協力が得られるものとする。
- ③ 既設建物が高架タンク方式の場合は、高架タンク最下部の下り管に接続するものとする。

ただし、配管高さは敷地前面道路から15m以内とし、配管最上部に空気弁を設置するものとする。

また、加圧方式の場合は、揚水管に接続するものとする。

- ④ 一階部分（埋設）にメーターを設置することが不可能な場合に限り、各階各戸検針を行う。この場合、検針が容易で、かつメーター取替えが容易にできるものとする。

なお、既存の各戸私設メーターの取扱いについては、「住宅団地等のメーターに係る細目規程」によるものとするが、最低条件は下記の項目に適合しているものとする。

- ・ メーター以降に止水せんが設置されている。
- ・ メーター前後の止水せんは、どちらかに伸縮・逆止機能がある。
- ・ 鉛管・鋼管については、管種の変更を行うものとする。
- ・ 配水支管から分岐して宅地内に設置する第1止水せんは、逆止機能があるものとする。

附 則

この基準は、平成7年5月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

三から五階建て直圧給水協議書

上下水道部 工 務 課

担 当 者

協 議 日 平 成 年 月 日

※ 太線の中を記入してください。

フ 建 リ 築 ナ 主 ガ					
建築物の設置位置					
建築物の用途					給水戸数 戸
協 議 者	☎				
建 築 業 者	☎				
最高給水栓高さ				設 計 水 圧	MPa
一 日 計 画 使 用 水 量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階 ・ 2 階 ・ 3 階 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 階 ・ 5 階 		
					計 ℓ
メ ー タ ー 口 径	1階：φ mm	2階：φ mm	3階：φ mm	4階：φ mm	5階：φ mm
既 設 装 置 の 有 無					
負 担 金 加 入 金	新 設・既 設		φ mm	件	
			φ mm	件	
			φ mm	件	
	納付金合計				円
三から五階建て直圧給水 適 用 の 可 否	可 ・ 否 (適用範囲外であるため受水槽を設置してください。)				
そ の 他 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議内容に変更が生じた場合は、給水装置工事申込書を提出するまでに再協議すること。 ・ 給水装置工事の設計、申請、施行は、島本町水道事業指定給水装置工事事業者に依頼すること。 ・ 給水装置工事の着手までに、上下水道部へ工事申請をし、施行許可を得ること。 				

給水支管覚書

島本町水道事業（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、乙が行う三から五階建て建築物の給水装置（以下「給水装置」という。）の施工及び維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

（基準等）

第1条 乙が、（所在地）で行う給水装置は、この覚書で定めるほか、島本町水道事業給水条例、同施行規則、給水装置工事施行基準及び三から五階建て直圧給水施行基準に基づき、施工及び管理しなければならない。

（給水装置の管理）

第2条 乙は、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は乙の責任とする。

（修理分担）

第3条 乙は、給水装置に異常があるときは、甲又は島本町指定工事店に修繕その他必要な処理を依頼しなければならない。

2 前項の修理等に要する費用は、乙の負担とする。ただし、次の部分は、甲の負担とする。

(1) 公道及び公衆の用に供する私道下における工事

(2) 給水支管における宅地内第1止水せんまでに係る工事

3 前項に関わらず、第三者による破損に係る工事は、原因者負担とする。

（掘削同意）

第4条 乙は、漏水等により乙の敷地内（建物内も含む。）の掘削について、無条件にて同意する。

（メーターの管理）

第5条 乙は、検針及び修繕等がいつでも容易に行えるよう管理するとともに、建物入口及びメーター設置場所は施錠等をしないものとする。

（覚書の継承）

第6条 乙は、第三者に譲渡する場合は、この覚書を継承しなければならない。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 島本町水道事業
代表者 島本町長

乙